

甲賀市社会福祉協議会
虐待防止指針（障がい）

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

1. 基本方針

利用者（高齢者、障がい者）の人権の擁護、虐待の防止を目的に、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

2. 虐待とは

- 利用者（対象者、要支援者、相談者）が家族や第三者（他の団体職員等含む）から虐待を受けている場合や利用者（対象者、要支援者、相談者）に社協職員が虐待となる対応をしている場合など、さまざまなケースがあります。以下に虐待の種類を整理しました。

（虐待の種類）

① 身体的虐待	身体に外傷が生じる。もしくは生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること
② 性的虐待	わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
③ 心理的虐待	暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他心理的外傷を与える言動を行うこと
④ 放棄・放置	衰弱させるような減食または長時間の放置、他者による虐待行為と同様の行為の放置、その他養護すべき職務上の義務を怠ること
⑤ 経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

虐待かどうか考えるに当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断・認定は市が行うが、市への通報と同時並行で、組織内で考えるに当たっては、以下の①～③のポイントに留意する。なお、市の判断において虐待でないことが確認できるまでは虐待案件として対応する。

①虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待案件においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気づいていない場合もある。また、しつけ、指導の名の下に不適切な行為が続けられていることもある。

②当事者本人の「自覚」は問わない

自分のされていることが虐待だと認識できない場合がある。また、長期間にわたつ

て虐待を受けた場合などでは、当事者が無力感から諦めてしまっていることがある。このように当事者本人から訴えの無いケースでは、周囲が積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険がある。

③親や家族の意向が利用者本人のニーズと異なる場合がある

虐待については、家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがある。これは、支援してもらっているという家族の気持ちや、他に行き場や支援機関がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられる。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、本人の支援を中心に考える必要がある。

3. 虐待の防止に向けた具体的な取り組み

(1) 虐待防止委員会の設置

設置要綱に基づき本会の施設及び各福祉サービスの利用者に対して、虐待の防止と早期発見及び適切な対応の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護する。

(2) 虐待防止受付窓口の設置

事業所ごとに虐待防止の取り組みを推進するため、虐待について相談できる虐待防止受付窓口担当者を設置する。

虐待防止受付窓口の主な役割は下記のとおり

- ・虐待防止の推進
- ・虐待相談の受付対応
- ・虐待相談受付後の対応
- ・事実確認・調査後の対応

(3) 職員の資質・意識の向上（虐待防止委員会の役割）

①職員の虐待防止研修の実施

②虐待防止啓発運動の実施

(4) 利用者の声、サービス提供のモニタリング

所属長は利用者本人・家族との個別面接の実施や日々のサービスに関わる意見とともに、虐待事案につながる可能性がないか常にチェックする。

また、虐待案件は、大きな問題には至らないと思われるような出来事から、次第に深刻な虐待に発展していく危険性を有しているため、毎年サービスを点検する。

(5) 事業者としての責務に基づく職員への働きかけ

所属長は、利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた事業所として、利用者

が安心してサービスを利用できるよう、職員一人ひとりに周知・徹底させる。

(6) 通報等による不利益な取り扱いの禁止

虐待通報したことにより、職員等が刑法等の守秘義務違反に問われたり、解雇、降格、減給等の処分を受けることはない。また、通報や相談を受けた委員は、通報、相談をした者を委員以外の者に特定されるような言動は行わないものとする。

4. 虐待発生時の対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、「虐待防止受付窓口担当者」または「虐待防止・委員会」へ相談や報告を行う（利用者本人から虐待の申し出を受けた職員についても同様である）。職員から相談や報告を受けた「虐待防止受付窓口担当者」「虐待防止委員会」は、その内容を「虐待受付票」に記録し、速やかに組織的な対応を図り、市へ通報する（虐待であるかどうかの判断・認定は市が行う）。なお、「事実確認票」については、市へ一報後に、事実確認・調査を行い記録する。その後、虐待者・関係者等への詳細な聞き取りを経て実態を把握し、把握した結果の如何にかかわらず、市へ報告する。

5. 成年後見制度の利用支援

利用者、家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

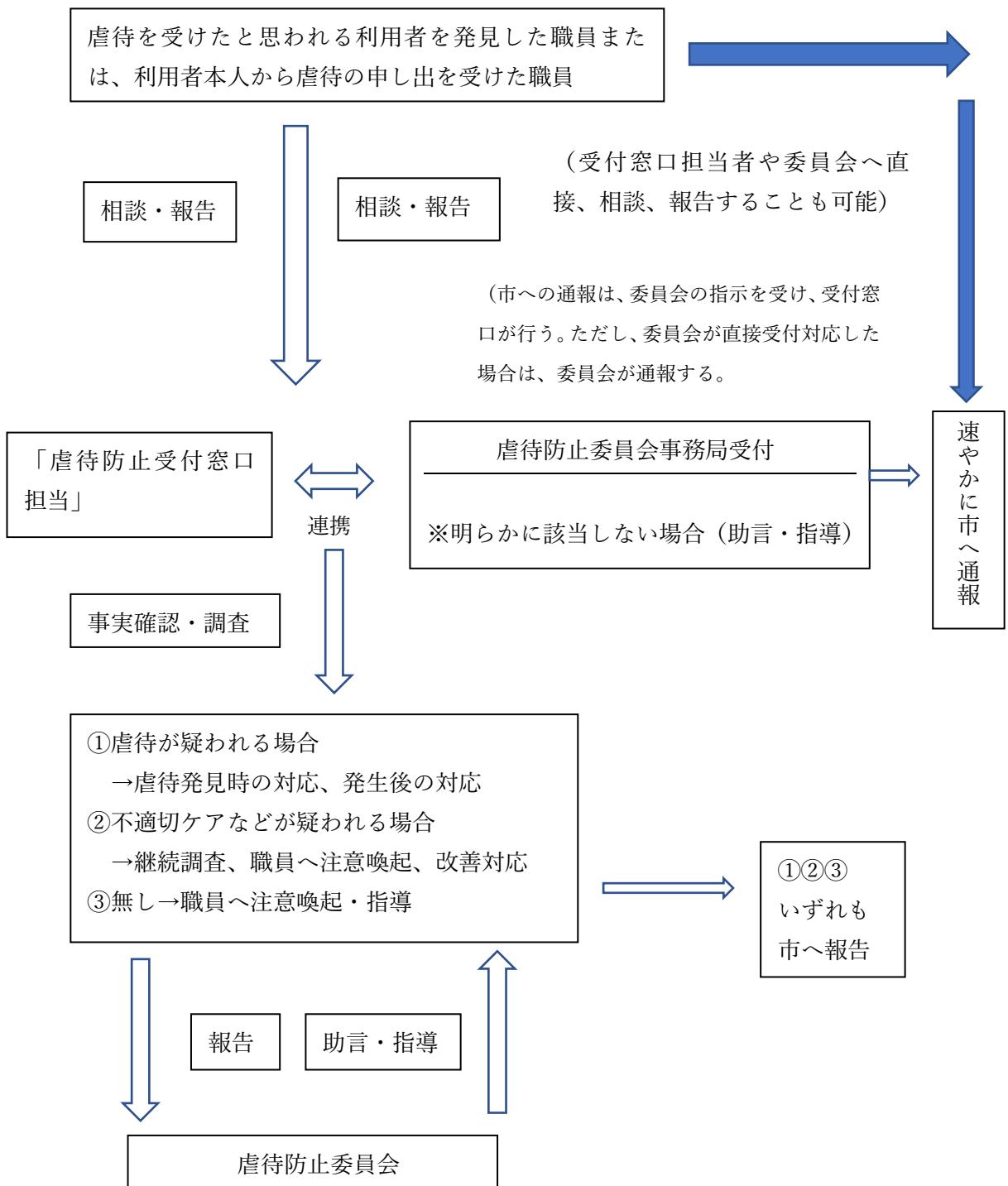
6. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、法人が定める苦情解決に関する規程に基づき対応、解決に努力する。

7. 当該指針の閲覧

利用者および利用者家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

虐待発見した職員のフローチャート（例）



*上記は、社協内部のフローチャート（例）ですが、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法においては、虐待を受けたと思われる高齢者・障がい者を発見した者は、速やかに市に通報する義務がある旨、定められています。

社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 虐待防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、本会が定めた虐待防止指針に基づき、虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、本会の施設および各福祉サービスを利用する利用者に対して、虐待の防止と早期発見および適切な対応（以下、「虐待防止」という。）の推進に努め、利用者の安全と人権を擁護することを目的とするものとする。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、次のとおりとする。

- (1) 委員は必要のある員数とし、本会会長が任命し、任期は1年とする。
- (2) 委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。
- (3) 委員長は事務局長があたるものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- (4) 委員長が事故ある時は副委員長が職務を代理する。
- (5) 委員には、必要ある場合、第三者委員および利用者、保護者、外部委員等を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回の定例会を開催するものとし、委員長が招集する。
- (2) 臨時として、職員による虐待の通報受付時等に委員長が招集し開催する。

(委員会の所掌)

第4条 委員会の所掌は次のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための計画づくり
 - ①虐待防止の職員研修計画の作成と実施（外部研修への参加も含む）
 - ②虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
 - ③ストレス要因が高い労働条件の確認と改善
 - ④虐待防止のマニュアルやチェックリストの作成と実施
 - ⑤虐待防止の啓発物の作成と掲示
- (2) 虐待の未然防止や早期発見の取り組み
- (3) 職員による虐待事案発生後（不適切な対応も含む）の検証と再発防止策の検討と実

行

- (4) 委員会の検討内容や結果について職員へ周知徹底
- (5) その他、法令および制度の変更による取り組みの見直し

(委員会の責務)

第5条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より利用者等の権利擁護に関する知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- 3 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者支援の場で虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4 委員会は、本会の他の委員会等とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、他委員会等と協議し、合同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日より施行する。

この要綱は、令和4年8月5日より施行する。

委員会の委員構成 第2条関係（障がい）

役職	区分	氏名	備考
委員長	事務局長	西澤 育	法人本部
副委員長	法人運営部長	湯次 耕大	法人運営部
副委員長	在宅生活支援部長	西田 千嘉子	在宅生活支援部
委員	在宅生活支援部	合屋 圭子	
委員	訪問介護事業所	鳥元 佐知子	
委員	居宅介護支援事業所	永長 典子	
委員	生活福祉課	後藤 咲子	
委員	福祉作業所	大久保 孝仁	
委員	第三者委員		必要に応じて招集
委員	利用者代表		必要に応じて招集
委員	保護者代表		必要に応じて招集
委員	外部委員	社会保険労務士	必要に応じて招集
委員	外部委員	甲賀湖南成年後見 センター職員	必要に応じて招集
事務局	事務局	後藤 咲子	生活福祉課

※虐待案件の内容等で委員が当事者となり得る場合は、当該委員は委員会に招集しないものとする。